

## 東アジア周辺海域の秩序の維持と早急な安定化を政府に求める意見書

本年8月10日、大韓民国の李明博大統領が島根県・竹島に不法に上陸した。また、8月15日には、香港の民間団体の船が我が国領海に侵入し、乗組員が尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。これらの行為はわが国の領土・領海と主権を著しく侵すものであり、断じて許すことはできない。さらにこの後、韓国では李大統領が天皇陛下に対し「謝罪がなければ訪韓の必要はない」などと極めて礼を失した発言をし、また中華人民共和国では反日デモから暴徒化した民衆が日本企業の店舗や工場を襲撃したが、中国政府当局はこれらを沈静化するための方策を取らなかった。中韓両国政府は日本との関係改善に努めるどころか、国内の反日感情をことさらに煽り、事態を悪化させている。

一方、これらの一連の動きに対する我が国の政府の対応により、これまで築きあげられてきた日米の信頼関係を損ね、結果として、東アジアを中心とする国際情勢に深刻な影響を与えるに至ったものである。

堺市議会はこのような状況を憂慮し、一刻も早く日米同盟の再構築を図るとともに、東アジア地域の秩序の維持と安定化を実現するため、国会及び政府に対し以下の項目の実行を強く求める。

### 記

1. 領土・領海に関する日本の主張の正当性を、毅然とした態度で国際社会に示すこと。
2. 経済的措置も含めた対中国、対韓国外交の総合的見直しを図ること。
3. アジア太平洋地域における米国との協力体制の改善に努めること。
4. 「海上保安庁法」・「外国船舶航行法」に基づいた領海警備の強化体制を早急に確立させること。
5. 今後、不法上陸があった場合、出入国管理法及び難民認定法第65条を適用することなく厳正に刑事手続きを進めること。また、相手国に対し断固たる抗議を行うとともに再発防止を強く求めること。
6. 尖閣諸島において施設の整備などを通じた有人化と、周辺海域の有効活用を図ること。また、島及び海域の安定的な維持管理を強化するために尖閣諸島の国有化に向けた取り組みを迅速に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	
外務大臣	
財務大臣	
国土交通大臣	
防衛大臣	
内閣官房長官	